

修了評価の方法

- ・全科目を履修し、演習にて介護技術の習得が認定された者に対して 1 時間以上の修了評価試験（筆記試験）を行ない、認定基準に達した者には修了証明書を交付する。
なお、修了評価試験に要する時間はカリキュラムの時間数には含めない。
- ・介護職員初任者研修における目標、評価の指針に定める「列挙できる」「実施できる」レベルを合格ラインとし、各科目の到達目標・評価・内容において各科目に定める「ねらい」に沿って認定基準に定める。
また、各科目の到達目標・評価の基準も参考に確認を行うものとする。
- ・演習の評価を行う者および認定基準
「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」においては実技演習についても習得した技術を確認する。「衣服の着脱」、「ボディメカニクス・体位変換」、「車いすの移乗」、「入浴」、「清拭」、「おむつ交換」等について実技課題を提示し、技術が根拠に基づいており、かつ A「一人で行うことができる」、B「簡単な助言は必要だが、一人で行うことができる」、C「一人で行うことができない」で評価し、A、B を合格とする。評価は担当講師が行う。
その他の科目において演習を行った場合にも実技演習と同様の認定基準により評価を行う。
- ・実習の評価を行う者および認定基準
実習については各実習先で実習担当者がチェック項目に基づき、「できる」「できない」で評価し、施設見学についてはすべての項目ができる、介護実習についてはできるが 7 割以上で認定する。
- ・修了評価試験の評価を行う者および認定基準
評価については、当該担当講師が行うものとする。
修了評価試験に関しては、100 点満点中 70 点以上を合格とし認定する。
- ・修了時の評価基準に対し、習得が不十分な場合には基準を満たすまで再評価を行う。